

マネージメント・レター 219

「パート・アルバイトの賃金に対する源泉徴収」

パートやアルバイトの労働力の比重が大きくなっている企業が増えておりますが、彼らパートやアルバイトの賃金は一般に給与所得に該当しますので、その支払いの際に給与の支払いとして源泉徴収を要することは一般の給与の場合と同様です。しかしながら、パートやアルバイトの賃金に適用するための特別な税額表があるわけではありませんので、その支払い形態に応じて、その賃金を月ごとに支払う場合には月額表を使用し、毎日や週ごとに支払う場合には日額表を使用して税額計算をすることになります。ただし、パートやアルバイト勤務者をあらかじめ2ヶ月以内の期限を限って雇用する場合には、一般の給与と異なる特殊な税額計算表「**日額表丙欄**」を適用して税額計算をすることができます。一般に日額表丙欄の税額は、実際の扶養親族等の数に関係なく一定の扶養親族等があるものとして計算されていますので、多くの場合、通常の日額表甲欄の税額に比べ安くなっています。具体的に日額表丙欄の税額は、日額賃金9,299円までは零となっています。この日額表丙欄を適用できる賃金の支払いを受ける者については、当然のことながら一般の給与所得者の場合と異なり、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する必要もなく、**源泉徴収事務が簡素化されています。**

日額表丙欄を適用できる2ヶ月以内の短期間労働者に該当するかどうかは、実際の就労日数に関係なく、あくまでその雇用期間により判定することになります。したがって、例えば、週3日しか出勤しないような者であっても、そのあらかじめ定められた雇用期間が2ヶ月を超えている場合には、実際の就労日数に関係なく日額表丙欄を適用することはできません。また、当初の雇用期間が2ヶ月以内であった者について、その後雇用期間の延長又は再雇用によりその雇用期間が2ヶ月を超えることとなった場合には、その2ヶ月を超える期間の賃金については日額表丙欄を適用することはできません。

繁忙期や冬季間だけのパート・アルバイト雇用の際は十分に注意しましょう。

 今月のワンポイント 

源泉徴収税額表の種類

「月額表」～給与を毎月支払い場合に使う。例えば10日毎や半月毎、3ヶ月毎などに給与を支払う場合に使用

「日額表」～給与を働いた日毎に支払う場合に使う。1週間毎に支払う場合も使用

「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」～ボーナスを支払う時に使用

税額表の各欄について

「甲欄」～扶養控除等申告書が提出されている場合

「乙欄」～扶養控除等申告書が提出されていない場合

「丙欄」～日額表だけにあり、日雇いの人等に給与を支払う場合。(ただし雇用期間が2ヶ月以内のとき)